

平成31年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、地域再エネ等の活用による持続可能な自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルの構築支援事業)

よくある質問

事業全般について

令和元年7月22日
一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

No.	質問	回答
A. 応募申請について		
1	【様式1】応募申請書の代表者は誰にすればよいですか。	代表取締役社長等、法人格の代表権を持つ方としてください。 代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても委任を受けた者が代表者として応募申請することが可能です。
2	地方公共団体が代表者で応募申請する場合、代表者は誰になりますか？	都道府県の場合は知事、市の場合は市長、町の場合は町長が代表者となります。
3	複数の事業を応募する際、応募申請はどのように提出すればよいでしょうか。	複数の事業に応募する場合、各事業名を記載した【様式1】1枚にまとめ、【別紙1】及び【別紙2】は事業ごとに作成し、提出してください。 例)エネルギーシステム構築事業と合わせ、電動モビリティを導入する等(「説明会資料p68～69及び「応募申請書様式記入例」を参考)
4	【別紙1】実施計画書の「事業実施責任者」は誰にすればよいですか。	【様式1】応募申請書の代表者と同じ方としてください。
5	【別紙1】実施計画書の「事業実施の担当者」は誰にすればよいですか。	補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。
B. 共同申請について		
1	共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。	代表事業者は、補助対象設備の全部又は一部を取得する者であり、補助事業の実施に関して、全責任を負うことができる者としてください。 具体的には、応募申請書を取りまとめたいただき、採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係るとりまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただきます。また、協会に提出する各種書類(経理書類を含む)の取りまとめ、協会による現地調査や会計検査院による現地調査の窓口も担当いただきます。なお、取得した財産処分に関しても同様ですので、処分制限について共同事業者にも周知して下さい。
2	共同申請を行う際、応募申請書への押印は代表事業者のみでよろしいですか。	代表事業者のみで結構です。押印は代表者印(社印ではありません。)が必要です。 なお、採択され交付申請書提出時には共同申請者の押印も必要となります。
3	補助対象設備を、共同事業者が所有することは可能ですか。	各事業の②設備等導入事業については可能です。 その場合、応募申請書 別紙1実施計画書の「導入する設備等」の欄、及び別紙2経費内訳の「積算内訳」の欄に、当該設備の所有者を記入してください。
4	各事業の①計画策定事業において共同事業者の経費について補助対象経費として計上出来ますか。	各事業の①計画策定事業については、代表事業者が当該事業実施のために支払った経費のみ対象となります。
5	補助対象設備等の一部を取得する共同事業者は、代表事業者との間でなんらかの契約を締結することが必要ですか。	代表事業者は、補助事業が円滑に推進できるよう、補助対象設備等の一部を取得する共同事業者と契約を締結してください。(役割分担、スケジュール、費用等について) その際、契約の締結日は交付決定日以降とし、事業実施期間は公募要領で定められている補助事業期間内となります。

No.	質問	回答
6	共同事業者が補助対象設備等の一部を取得する場合、共同事業者における経理処理は、協会の規定、事務手引きに従う必要がありますか。	共同事業者における経理処理についても、代表事業者と同様、協会の規定、事務手引き等に従っていただきます。代表事業者は、共同事業者における経理書類の整備が円滑に進むよう対応してください。
7	共同事業者が補助対象設備等の一部を取得する場合、共同事業者に対して、協会による現地調査、会計検査院による実地検査が実施されることはありますか。	代表事業者と同様、共同事業者が協会による現地調査、会計検査院による実地検査の対象となることもあります。共同事業者に対する調査・検査を実施する場合は、代表事業者に窓口となっていただきます。また、代表事業者の立ち合いのもと、調査・検査を実施することもあります。
C. 応募申請時の提出書類について		
1	申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	審査を公平に行うため、個別での相談は受け付けておりません。
2	応募書類について、企業パンフレット等業務概要や経理状況説明書の提出が求められておりますが、地方公共団体が申請者の場合は添付は不要ですか。	パンフレット等業務概要は不要です。経理状況の説明書は、代替として今年度の当該事業に係る予算措置がわかる資料を提出してください。応募申請段階において、予算措置のわかる資料が提出できない場合(補正予算による場合等)は、その旨を明記した説明文書を作成して申請いただき、予算確定後、資料を提出してください。
3	各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しています。パンフレットやホームページに掲載されたものを提出書類としてもよいですか。	問題ありません。 ホームページの印刷でも可能です。
4	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。写しでかまいません。
5	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
6	代表事業者と共同事業者、それぞれの業務概要、貸借対照表及び損益計算書、定款が必要でしょうか。	代表事業者と共同事業者、それぞれの業務概要、貸借対照表及び損益計算書、定款が必要です。
7	応募申請書【別紙2】経費内訳の、金額の根拠がわかる書類(見積書等)を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	応募申請段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書をもとに作成いただいてもかまいません。
8	応募申請書に相見積の添付は必要ですか。	応募申請段階では、相見積は必須ではありません。ただし、交付決定後の発注(契約)時には、3者以上の相見積もしくは入札等、競争原理が働く業者選定を行ってください。
9	CO2削減効果を算出する際、ベースとなるデータは平成30年度の実績をベースに作成すれば良いですか。	平成30年度または平成29年度の、応募申請の時点で最新の実績をベースにして作成して下さい。
10	応募申請時に提出する電子データ(CD-RもしくはDVD-Rに保管)について、ファイル形式の指定はありますか。	【様式1】、【別紙1】、【別紙2】については、協会が提供するExcel形式でファイルをそのまま保管してください(シートを分けて一連のファイルで保管)。なお、【様式1】は押印が必要ですので、PDF形式(押印後)のものを併せて保管してください。その他参考資料等については、作成時のファイル形式のままで保管してください。また、資料のコピー等はPDF形式で保管してください。

No.	質問	回答
D. 複数年度にわたる事業について		
1	複数年度事業の申請方法はどうすればよいですか。	別紙2にて補助事業経費を年度ごとに明確(何をいつまでに実施するのか明らかにする)にして申請をしてください。 【別紙2】経費内訳については、全事業期間分及び平成31年度分を別々に作成してください。 なお、採択後は年度ごとに交付申請を行い、交付決定の日後に契約・発注をすることになります。
2	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか。	初年度に補助対象経費が発生しない場合は、補助対象となりません。
3	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が詳細設計費用だけでも補助対象となりますか。	補助対象となります。
4	複数年度事業で、初年度は設備の付属設備の据付工事を予定していますが、補助対象となりますか。	補助対象となります。
5	複数年度事業の申請で、2年度目も応募申請をするのですか。	2年度目以降は応募申請は不要ですが、交付申請は必要です。
6	複数年度事業で応募し、今年度採択された場合は、次年度も必ず採択されることになりますか。	今年度事業を計画通り完了したうえで、次年度の計画に変更等がなければ、次年度の当該補助事業の予算が確保され、国の予算が成立した場合は基本的には採択となります。ただし、予算が大幅な削減等になった場合などには、事業内容の変更等を求めることがあります。
7	複数年度事業の場合、初年度に年度をまたいで複数年度にわたる発注または契約をよろしいでしょうか。	複数年度にわたる発注または契約することも可能ですが、国の予算は単年度となっているため、翌年度も必ず補助事業予算があるとは断定できないため、事業者様の責任に基づいて行うものであることをご了承願います。 なお、補助事業は前述のとおり単年度の予算ですので、年度ごとに交付申請して頂き、年度ごとに検収及び支払いをする必要があります。発注書または契約書には、年度ごとの発注内容とその経費を明記してください。 また、翌年度事業の開始については、交付決定日以降に発注先または契約先に対して指示書等を発出していただくことにより、開始してください。(今年度の事業完了日の翌日～翌年度の交付決定日の前日までは、補助事業を中断していただくこととなります。) 翌年度交付決定前着手の承認を受けた場合には、執行団体の交付決定後に継続事業を開始することができます。
E. 補助対象経費について		
1	補助対象経費とは何を指しますか。	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、各事業の補助対象経費の区分・費目・細分は、交付規程別表第2をご確認ください。
2	補助対象外経費に当てはまるものはどのようなものがありますか。	補助対象外となる主な経費等は以下のとおりです。 ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備、周辺機器、法定必需品等に係る経費 ・経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復させることに係る経費 ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用(当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む) ・工事で発生した残土処理費 ・本補助金への応募・申請等に係る経費 ・官公庁等への届出等に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等 ・不動産の取得費、土地の賃貸料 ・中古設備の導入 消費税も原則対象外となりますが、詳細は『質問 F. No1』をご覧ください。
3	設備等導入事業において、年度毎又は総額で補助金に上限はありますか。	設備等導入事業においては、上限はありません。ただし、当然のことながら予算の上限はあり、また複数の事業が採択されること等も踏まえて、申請額を御検討ください。

No.	質問	回答
4	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	採択通知書に記載された採択額が、補助金交付額の上限になります。事業費が増額した場合は、採択額を超える部分は自己負担となります。
5	補助事業完了後3年間報告義務がある「事業報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメーター等は補助対象に含めてよろしいでしょうか。	使用電力測定だけのためのメーター等については、補助対象外となります。なお、新設設備の個別の消費したエネルギーを測定するメーターが無い場合は、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して算出を行うことで可とします。EMS機器の一部であるメーター等は補助対象です。
6	施工業者への工事代金支払いを約束手形で行ってもよいでしょうか。	銀行振込を含む現金払いとしてください。約束手形による支払いでは、補助金は交付できません。
F. 消費税について		
1	消費税は補助対象となりますか。	消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体又は消費税法別表第3に掲げる法人で、特定収入割合が5%を超える補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。
2	消費税率が今年度の10月から10%になる予定です。見積書に記載される消費税は8%の金額ですが、事業完了後の支払時は10%の金額で支払う形になる場合、交付(応募)申請書の別紙2に記載する消費税は10%で計算してもよいでしょうか。	支払いが10月以降の場合、応募時の消費税は10%で算出して見積書を提出してください。
G. 事業期間について		
1	補助事業の開始日及び、完了日はどのように考えればよいですか。	補助事業の開始日は、契約書もしくは注文請書の日付となります。なお、契約及び発注日(注文書の日付)は交付決定日以降としてください。補助事業の完了日は、検収確認を行った日となります。
2	補助事業の実施期間が単年度となっている場合、事業はいつまでに何を行えばよいですか。	2月末日までに事業を完了(検収確認・竣工確認等)してください。また、発注先への支払いを原則として完了させてください。(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時まで領収書を協会に提出してください。)
3	来年度以降も同様な補助事業はありますか。	環境省では当該事業について平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)まで行う予定としていますが、予算は毎年度審議される結果次年度以降の予算が確保されなかった場合は、補助事業が行われない可能性があります。
4	2次公募も予定されていますか。	1次公募の結果次第で2次公募を行う可能性はあります。2次公募を行う場合は、1次公募の採択後に協会HPで発表いたしますので、定期的に協会HPをご確認ください。
H. 他の補助金との併用について		
1	他の補助金と併用は可能ですか。	国からの他の補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)を受ける場合は、補助対象外となります。地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(当協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。

No.	質問	回答
J. 補助事業における発注について		
1	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	問題ありません。
2	工事業者等への補助事業の発注(契約)はいつ行えばよいですか。	交付決定日以降に行ってください。
3	交付決定前に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。	補助金の交付決定日前に発注等を行った経費については、交付対象とはなりませんので注意してください。
4	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどのようなことですか。	競争入札もしくは複数者(三者以上)による見積り合わせを行ってください。
5	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事(全額自己負担)も同時に発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が、発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください。
6	自社調達において、一部外注する場合の外注先にも三者の見積り合わせは必要でしょうか。	三者見積が必要です。
K. 補助事業で導入した財産の処分について		
1	補助事業で取得した財産を、事情により処分する必要になった場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の財産です。これを処分の制限期間内に処分する時は、協会に申請し承認を受けなければなりません。財産を処分する必要が生じた場合は、予め協会へご相談下さい。処分の制限期間は、その財産の法定耐用年数になります。なお、法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)により定められています。共同事業者が一部取得した場合も同様です。(質問B-1)
L. 事業報告書について		
1	稼働増などにより、CO2削減目標値を達成できなかった場合にはどのような報告が必要でしょうか。	事業報告の際、CO2削減量の目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的にお示しいただくことになります。また、今後の対策(案)を提示いただくこともあります。
2	事業報告書において、完了実績報告書に記載したCO2削減量の達成率が低かった場合、ペナルティはありますか。	CO2の削減等当初の目的と大きく乖離している場合は、補助金を返還していただく可能性もあります。

平成31年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、地域再エネ等の活用による持続可能な自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルの構築支援事業)

よくある質問

1. 自立・分散型地域エネルギーシステム構築事業

令和元年7月22日
一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

No.	質問	回答
①計画策定事業		
「②設備等導入事業」を実施するための自立・分散型地域エネルギーシステム 構築に係る事業実施計画の策定を行う事業		
1	本事業を契機とした先導的モデル(地域循環共生圏)構築についての計画策定が既にされていることが、申請への要件となるのでしょうか。	既に策定されているか、または本事業開始後2年以内に策定することが要件となります。なお、先導的モデル(地域循環共生圏)とは2040年頃を目途に温室効果ガス総排出量80%削減を達成することを目標とするモデルです。
2	「逆潮流」あるいは「自己託送」などを系統との関連する内容を含む場合、計画時から協議する必要があるでしょうか。「応募」申請前に協議する必要があるのでしょうか。	系統への逆潮流や自己託送を含む系統に関する事業を計画している場合は、本事業の経済産業省窓口である資源エネルギー庁新エネルギーシステム課及び、環境省窓口である環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室の連絡先に公募の申請前に連絡を入れてください。連絡先は次のメールアドレスです。 chiikienergy31@lcspa.jp 協会ホームページ「自立・分散型地域エネルギーシステム構築事業において 逆潮流や自己託送を含む系統に関する事業を計画している場合の連絡について」を参照願います。
3	環境影響調査(EIA)のための費用は対象となりますか。一般に調査は時間を要しますが(1年以上)、事業期間の延長は可能でしょうか。	本補助事業での計画策定は設備導入事業の実施を前提として行う事業であり、環境影響調査は補助対象外となります。また、計画策定事業の事業期間は1年であり、事業期間の延長はできません。
4	事業実施を前提とするも、事業化に至らなかった場合はどうなりますか。	補助事業完了後、2年以内に本計画で策定した設備導入を行ってください。実施されなかった場合、原則補助金返還となります。
5	計画で位置づけた設備等は導入する予定ではありませんが、やむを得ない理由等により、2年以内の導入が難しい場合はどうすればよいでしょうか。	2年以内に設備等の導入が難しい理由を記載した上で、設備導入等に向けたスケジュールを執行団体に提出してください。環境省が認めた場合に限り、3年を上限とし、延長を認めます。
②設備等導入事業		
「①計画策定事業」で策定した事業実施計画、もしくは事業実施計画と同等と環境省が認めた計画等に基づき、自立・分散型地域エネルギーシステムを構築する事業		
1	「事業実施計画と同等と環境省が認めた計画等」とはどのようなものですか。応募申請前に環境省から承認を得る必要がありますか。	応募申請前に環境省から承認を得る必要はありません。応募時には公募要領(p.6~)記載の要件を満たす内容の計画等を提出してください。公募締切後に協会から環境省宛に承認申請を行います。ただし、承認が得られなかった事業については不採択となります。
2	FIT認定を受けている再生可能エネルギー由来の発電設備を、本補助事業で構築する自立・分散エネルギーシステムに組み込むことは可能でしょうか。	可能です。ただし、本補助事業の補助対象設備としては、FIT認定を受けた再生可能エネルギー由来の発電設備は対象外となります。
3	「地域循環共生圏」の実現のための取り組みあるいは計画策定が既にされていることが、申請への要件となるのでしょうか。	既に策定されているか、本事業開始後2年以内に策定することが要件となります。
4	地熱発電には温泉熱を利用したバイナリー発電も含まれるのでしょうか。	バイナリー発電も含まれます。
5	中古品でも補助対象となりますか。	補助対象とはなりません。
6	現在使用している同一規格の設備、システムの入替は対象となりますか。	単なる入替は補助対象とはなりません。

No.	質問	回答
7	既存の「蓄熱水槽」を利用し事業を検討する場合、改造費用は対象になりますか。	改造費用は補助対象とはなりません。
8	消防法などで定める消火設備は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
9	蓄電池(4,800Ah・セル以上)の設置に当たり、所轄消防署への申請費用は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
10	EMS機器の「見える化」のための機器(外部モニターなど)は対象となりますか。	補助対象となります。
11	「逆潮流」あるいは「自己託送」などの系統に関する内容を含む場合、設備等導入事業においても「応募」申請前に協議する必要があるのでしょうか。	【設備等導入】事業に応募される場合でも、【計画策定】事業同様応募前の連絡が必要です。

平成31年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、地域再エネ等の活用による持続可能な自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルの構築支援事業)

よくある質問

2. 配電網の地中化による再エネの推進と防災能力の向上支援事業

令和元年7月22日
一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

No.	質問	回答
①計画策定事業		
「②設備等導入事業」を実施するため、自営線を地中化し、再エネの推進及びエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減と防災能力の向上に資する事業の事業実施計画の策定を行う事業		
1	設置する設備の災害時の「防災性」についての基準はありますか。	特に基準はありません。
2	事業実施を前提とするも、事業化に至らなかった場合はどうなりますか。	補助事業完了後、2年以内に本計画で策定した設備導入を行ってください。実施されなかった場合、原則補助金返還となります。
3	計画で位置つけた設備等は導入する予定ではありますが、やむを得ない理由等により、2年以内の導入が難しい場合はどうすればよいでしょうか。	2年以内に設備等の導入が難しい理由を記載した上で、設備導入等に向けたスケジュールを執行団体に提出してください。環境省が認めた場合に限り、3年を上限とし、延長を認めます。
②設備等導入事業		
「①計画策定事業」で策定した事業実施計画、もしくは事業実施計画と同等と環境省が認めた計画等に基づき、自営線を地中化し、再エネの推進及びエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減と防災能力の向上に資する事業		
1	「事業実施計画と同等と環境省が認めた計画等」とはどのようなものですか。応募申請前に環境省から承認を得る必要がありますか。	応募前に環境省から承認を得る必要はありません。応募時には公募要領(p.15～)記載の要件を満たす内容の計画等を提出してください。公募締切後に協会から環境省宛に承認申請を行います。ただし、承認が得られなかった事業については不採択となります。
2	既に一部自営線があるとき、それ以外の場所に新規に自営線の増設を行い、一体として管理する計画でもよいのでしょうか。	問題ありません。
3	地中化に当たり、「共同溝」により埋設を実施する場合、他の管路利用(通信など)を併せて工事する場合、費用は対象工事費の額の按分で申請することになりますか。	溝は電力ケーブル専用の溝のみ補助対象です。共同溝に埋設する場合、共同溝の工事は補助対象とはなりません。埋設されるケーブルは補助対象となります。

平成31年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、地域再エネ等の活用による持続可能な自立・分散型地域エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルの構築支援事業)

よくある質問

3. 脱炭素型地域交通モデル構築事業

令和元年7月22日

令和元年7月30日更新

一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

No.	質問	回答
①計画策定事業		
「②設備等導入事業」のうち「A 電気自動車等を活用する事業」を実施するための脱炭素型地域交通モデル構築に係る事業実施計画の策定を行う事業		
1	計画策定事業に、「グリーンスローモビリティ」を組み入れることはできますか。	計画策定事業の対象事業は「電気自動車等を活用する事業」であり、電気自動車とグリーンスローモビリティを併せて活用する計画策定事業は補助対象となります。ただし、グリーンスローモビリティのみを活用する計画策定事業は補助対象となりません。
2	事業実施を前提とするも、事業化に至らなかった場合はどうなりますか。	補助事業完了後、2年以内に本計画で策定した設備導入を行ってください。実施されなかった場合、原則補助金返還となります。
3	計画で位置づけた設備等は導入する予定ではありますが、やむを得ない理由等により、2年以内の導入が難しい場合はどうすればよいでしょうか。	2年以内に設備等の導入が難しい理由を記載した上で、設備導入等に向けたスケジュールを執行団体に提出してください。環境省が認めた場合に限り、3年を上限とし、延長を認めます。
②設備等導入事業 A 電気自動車等を活用する事業		
「①計画策定事業」で策定した事業実施計画、もしくは事業実施計画と同等と環境省が認めた計画等に基づき、脱炭素型地域交通モデルを構築する事業		
1	「事業実施計画と同等と環境省が認めた計画等」とはどのようなものですか。応募申請前に環境省から承認を得る必要がありますか。	応募前に環境省から承認を得る必要はありません。応募時には公募要領(p.18～)記載の要件を満たす内容の計画等を提出してください。公募締切後に協会から環境省宛に承認申請を行います。ただし、承認が得られなかった事業については不採択となります。
2	補助対象となる車両は、電気自動車又は超小型モビリティに限られますか。	現時点では、本事業の趣旨に鑑み、対象となる車両は2種類に限定していますが、今後、対象とすべきと判断される車両が出てきた場合には、検討してまいります。
3	電気自動車・超小型モビリティ本体の設備導入について、リース会社が申請者となる場合はどのように考えればよいですか。	電気自動車・超小型モビリティを導入する事業で、リース会社が申請者となる場合当該リース会社はこれら車両を第三者からリースを受ける必要があります。この第三者とのリース契約については、公募要領P.21の(ウ)共同事業者①に記載されている「リース料から補助金相当分が減額されていること」は適用されないこととなります。ただし、「法定耐用年数期間まで継続して・・・使用する契約内容であること」は適用となります。なお、このリース会社を選定する場合は、三社以上から競争見積を取得する必要があります。
4	リース会社が申請者となり、電気自動車・超小型モビリティ本体のリースを受ける先を選定する場合、同一グループに所属し、資本関係がある会社を選定してもよいですか。	リース会社は、リースを受ける先について競争見積を取得したうえで競争原理に基づいて選定していただくこととなります。この場合、両社間の資本関係の有無は問われません。
5	電気自動車・超小型モビリティ本体のリース料(賃借料計上)が補助対象となる期間はいつまでですか。	補助事業が完了する日までの期間が補助対象となります。
6	超小型モビリティとは具体的にどのようなものが対象になりますか。	以下の要件を満たすものが対象となります。 ①長さ、幅及び高さが軽自動車の規格を満たす乗車定員2名以下のもの ②定格出力8キロワット以下のもの ③高速道路等において運行せず、地域公共団体等によって運行上の安全対策を講じた場所において運行するもの

No.	質問	回答
7	補助対象となるシステム・設備とは具体的にどのようなものですか。	例えば、オンデマンドサービスを行うための呼出・予約システム、運行状況把握・表示システム、乗降場等の整備に係る設備、有償運送事業に係る計器類等がありますが、公募締切後に協会から環境省地球環境局長宛に承認申請を行い認められた場合に限り承認が得られなかったシステム・設備については補助対象外となります。
②設備等導入事業 B グリーンスローモビリティを活用する事業 地域交通の脱炭素化を実現するためのグリーンスローモビリティを導入する事業		
1	グリーンスローモビリティは、公募要領P.19の注3記載の「電動で時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のパブリックモビリティ」であれば車種に制限はないのでしょうか。	本事業の補助対象となるグリーンスローモビリティは事前に協会にて登録済みのものに限り承認されます。登録車両については協会ホームページを参照してください。(公募要領P. 22に記載のURLから参照してください。) 登録されていない車両については補助対象となりません。
2	公募要領P. 20の補助事業要件B-2の(f)における「意見・助言を受けている」ことについては、どのようなエビデンスが必要ですか。	所管の警察署・地方運輸局・道路管理者へ情報提供し、意見・助言を受けているまたはその見込みについて記入いただきますが、その際の会議記録等があれば申請書に添付してください。
3	グリーンスローモビリティはリースによって導入することは可能でしょうか。	グリーンスローモビリティをリースによって導入することは可能です。ファイナンスリースを利用する場合の申請は、ファイナンスリース事業者を代表事業者として、設備等を使用する法人・団体と共同申請することになります。
4	ナンバー取得等の車両登録費用は、補助対象経費になりますか。	車両登録費用は補助対象経費となりません。
5	車両購入にあたって、製造場所からの車両輸送経費は補助対象経費になりますか。	車両輸送経費は、公募要領P.39の別表第2の設備費に該当しますので、補助対象経費となります。